

第6期 印西市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

平成 27 年度～平成 29 年度

概要版



1. 計画策定にあたって

印西市の高齢化率は年々上昇しており、さらに今後千葉ニュータウン居住者が高齢者に達するところから、急速に上昇することが予想されます。



こうした社会の変化を踏まえ本市は、高齢者が要支援や要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、「介護・予防・医療・生活支援・住まい」のサービスを一体的に提供していく『地域包括ケアシステムの構築』に向けて、高齢者施策、介護保険事業を推進していきます。

◆6期計画策定のポイント

- 2025 年のサービス水準等の推計
- 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示
- 生活支援サービスの整備
- 医療・介護連携、認知症施策の推進
- 高齢者にふさわしい住まいづくりの充実

2. 計画の位置づけ、他計画との関係

- 高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業等、老人福祉事業の量を見込み、その量の確保のための方策や供給体制の確保に関し、必要な事項を定めます。
- 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、介護保険サービスの量を見込み、その量の確保のための方策や制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定めます。
- 老人福祉法第 20 条の8及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画を一体として、本計画を策定します。
- 本計画は、介護保険法第 116 条に規定する「基本指針」に即し、千葉県高齢者保健福祉計画との整合を図りながら、策定します。
- 本計画は、本市の上位計画となる「印西市総合計画」（平成 24 年策定）との整合性を図り、高齢者福祉介護保険者の具体的な実施計画とします。
- 本計画は、市民の健康づくりを目指す「第2次健康いんざい 21～印西市健康増進・食育推進計画」と調和のとれた計画とします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間とします。

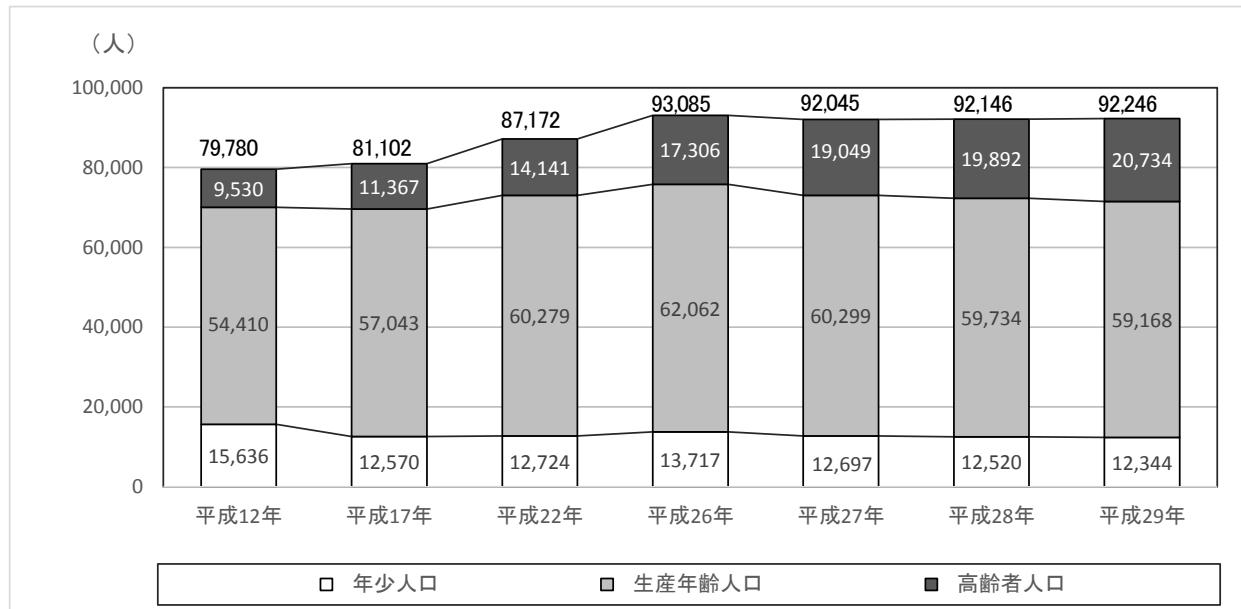
年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画期間			第5期計画期間	見直し	第6期計画期間	



4. 高齢者人口の現状及び推計

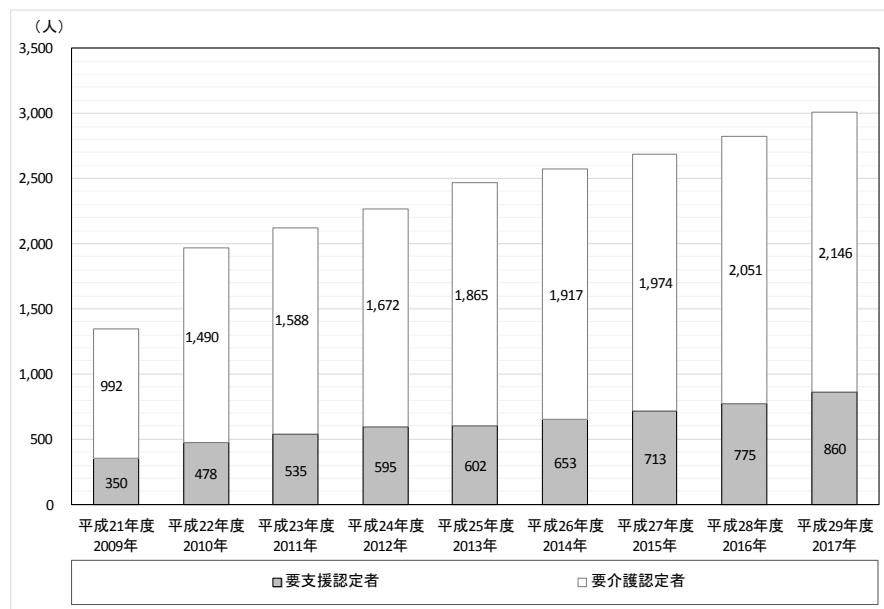
(1) 人口の現状及び推計

本市の人口は平成26年4月1日現在、93,085人になっており、平成12年以降、千葉ニュータウン開発の進歩とともに人口は増え続け、平成29年には92,246人になると推計されます。また、総人口の増加に伴い高齢人口の増加も著しく、平成26年4月1日現在の高齢者人口17,306人から3,428人の増加が見込まれ、平成29年には20,734人になると推計されます。



(2) 要介護認定者数の推移

本市の要介護（要支援）認定者は、第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40歳から64歳まで）を合わせて、平成25年度末現在で2,467人でした。これまでの要介護（要支援）認定者数の推移、高齢者人口の伸び率、認定率から、平成26年度には2,570人、平成27年度には2,688人、平成28年度には2,826人、平成29年度には3,006人になると推計されます。



5. 施策の基本的方向

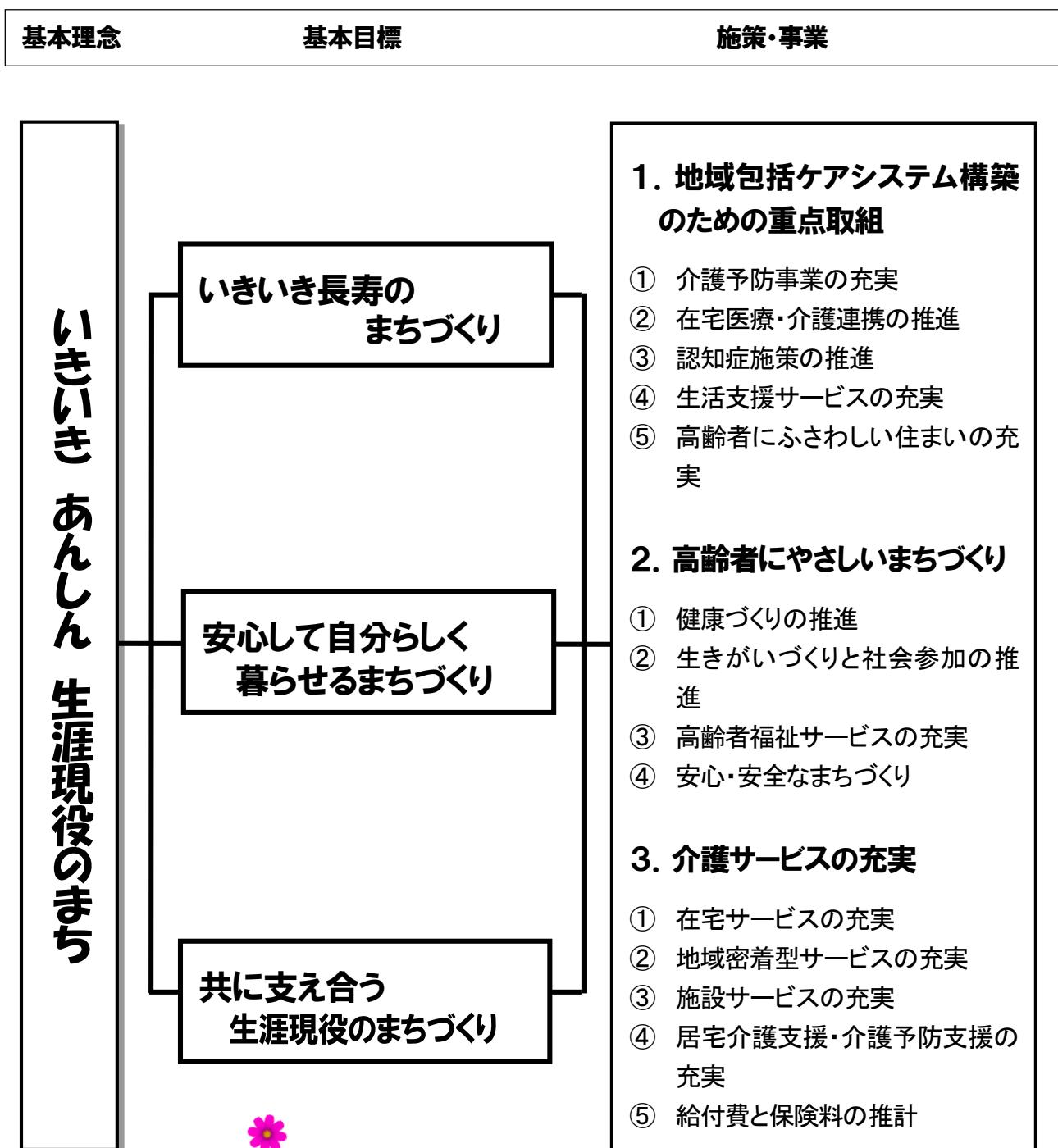
(1) 計画の基本理念

本市では、「いきいき あんしん 生涯現役のまち」を高齢者福祉、介護保険事業推進の基本理念とし、高齢者が「いきいき」と、できる限り住み慣れた地域で、「あんしん」して暮らし、自分らしく「生涯現役」の人生を過ごすことのできるまちの実現を目指します。



(2) 基本目標と施策

基本理念・基本目標のもとに、高齢者福祉、介護保険の施策・事業を展開します。



6. 地域包括ケアシステム構築のための重点取組み

■介護予防事業の充実

- ◆高齢者筋力向上トレーニング ◆脳の健康教室
- ◆まるごと教室（介護予防教室） ◆いんざい健康ちょきん運動
- ◆介護支援ボランティア



■在宅医療・介護連携の推進

- ◆医療・社会資源把握事業
- ◆医療・介護連携のための検討委員会設置
- ◆介護・医療連携相談支援事業
- ◆情報共有支援事業
- ◆地域住民への普及啓発事業

■認知症施策の推進

- ◆認知症ケアパスの作成 ◆社会資源マップの作成
- ◆認知症カフェ ◆人材教育
- ◆認知症サポーター養成 ◆初期集中支援チームの設置
- ◆早期発見事業 ◆認知症周知啓発事業
- ◆成年後見制度援助事業 ◆市民後見人の養成

■生活支援サービスの充実

- ◆介護予防・日常生活支援総合事業
- ◆生活支援サービスの体制整備

■高齢者にふさわしい住まいの充実

- ◆高齢者向け住宅整備方針の検討
- ◆バリアフリー化の推進

◎主な重点的取組み

◆ 介護予防事業

「いんざい健康ちょきん運動」は、筋肉に負荷をかけて運動を行うことで運動機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域での生活を継続していくために住民主体で取り組む筋力強化運動です。

◆ 認知症サポーター養成講座の紹介

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る「応援者」を養成する講座です。一般向け、職域向け、学生向けなど幅広く市民に展開していきます。

◆ 認知症カフェ

認知症の当事者とご家族、一般市民、ボランティアなど認知症を支える人が誰でも集える居場所づくり。相談、情報交換ができる交流の支援拠点を作っていきます。

◆ 介護・医療連携相談支援事業

介護関係職向けに定期的かつ継続的に研修を実施することで、医療知識の向上を図りながら、医療関係職との顔の見える関係作りを推進していきます。



7. 高齢者にやさしいまちづくり

■健康づくりの推進

- ◆健康教育
- ◆訪問指導
- ◆特定健康診査・がん検診等
- ◆健康相談

■生きがいづくりと社会参加の推進

- ◆学習機会の提供
- ◆就労機会の提供
- ◆交流活動の充実
- ◆生涯スポーツの充実
- ◆高齢者クラブの支援

■高齢者福祉サービスの充実

- ◆緊急通報装置設置等サービス
- ◆配食サービス
- ◆外出支援サービス
- ◆ホームヘルパー（生活管理指導員）派遣事業
- ◆日常生活用具給付等サービス
- ◆低所得利用者負担軽減対策事業
- ◆紙おむつ給付サービス
- ◆福祉力一貸付
- ◆福祉タクシー
- ◆短期入所（生活管理指導短期宿泊）事業
- ◆高齢者等居室等増改築・改造資金利子補給金

■安心・安全なまちづくり

- ◆福祉のまちづくりの推進
- ◆災害時等要援護者避難支援登録
- ◆緊急情報等の提供に関する支援協定等
- ◆SOS ネットワーク
- ◆ボランティア活動の推進
- ◆防災対策・見守り体制の充実
- ◆緊急医療情報キット配布事業
- ◆民生委員による見守り活動
- ◆高齢者虐待防止ネットワークと高齢者虐待への対応

◎主な重点的取組み

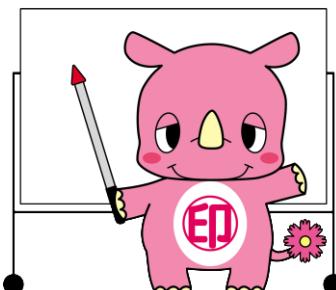
◆ 交流活動の充実

高齢者の社会的孤立や閉じこもりを防ぎ、高齢者が社会の一員として生きがいを持ち、積極的に社会参加できるよう、各種交流活動の充実に努めます。

活動の場としては、老人福祉センター、老人憩いの家のほか、草深ふれあい市民センターや公民館、児童館等も含め、高齢者だけでなく、家族や子ども等、地域包括ケアシステムの構築を踏まえ世代間の交流促進も図っていきます。

◆ 福祉のまちづくりの推進

高齢者だけでなく、すべての市民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザイン（年齢や性別、体型、障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること）による施設や環境の整備に配慮したまちづくりを推進していきます。



8. 介護サービスの充実

■在宅サービスの充実

- ◆訪問介護
- ◆訪問入浴介護
- ◆訪問看護
- ◆訪問リハビリテーション
- ◆居宅療養管理指導
- ◆通所介護
- ◆通所リハビリテーション
- ◆短期入所生活介護
- ◆短期入所療養介護（老健）
- ◆福祉用具貸与
- ◆特定福祉用具購入費
- ◆住宅改修費
- ◆特定施設入居者生活介護

■地域密着型サービスの充実

- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆認知症対応型通所介護
- ◆小規模多機能型居宅介護
- ◆認知症対応型共同生活介護
- ◆地域密着型特定施設入居者生活介護
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ◆看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ◆地域密着型通所介護

■施設サービスの充実

- ◆介護老人福祉施設
- ◆介護老人保健施設
- ◆介護療養型医療施設

■居宅介護支援、介護予防支援の充実

- ◆居宅介護支援、介護予防支援

◎主な重点的取組み

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域の自主性や主体性に基づき地域で支えあい、「医療サービス、介護サービス、予防サービス、見守り等の生活支援サービス、高齢者にふさわしい住まい」を適切に組み合わせ、切れ目のない支援が実現できるよう地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します。



9. 平成27年度～平成29年度の介護保険料額

保険料段階	対象者	保険料率	年間保険料額 ()内は月額
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯であり、かつ、老齢福祉年金受給者、または住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額×0.45	25,380円 (2,115円)
第2段階	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超える120万円以下の人	基準額×0.65	36,660円 (3,055円)
第3段階	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人	基準額×0.75	42,300円 (3,525円)
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額×0.9	50,760円 (4,230円)
第5段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超える人	基準額	56,400円 (4,700円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円未満の人	基準額×1.20	67,680円 (5,640円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	73,320円 (6,110円)
第8段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	84,600円 (7,050円)
第9段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	95,880円 (7,990円)
第10段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	101,520円 (8,460円)
第11段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額600万円以上800万円未満の人	基準額×1.90	107,160円 (8,930円)
第12段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額800万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.95	109,980円 (9,165円)
第13段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額1,000万円以上の人	基準額×2.0	112,800円 (9,400円)

第6期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度) 概要版

平成27年3月

発行 印西市

編集 印西市健康福祉部 介護福祉課

TEL: 0476-42-5111 (代表)

印西市マスコットキャラクター

「いんザイ君」

